

# 公益財団法人瀬田南大萱霊園

## 定 款

### 第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人瀬田南大萱霊園という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、すべての人間に存在する祖先崇拜の心を高め、さらに子孫繁栄を祈念するため、その祭礼の対象となる墓地を設置し、民族、宗教の区別なく提供する外、墓地使用承継者が途絶え無縁のままに放置されている寂霊にある霊魂を永代に供養祭礼するために無縁塔を建立し、信仰を通じて生命の根源の認識と純粋な人間愛を喚起し、その崇高な理念を広く育成し、もって地域住民の生活における精神安定と充実をはかるとともに地域発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 墓地を築造する事業
- (2) 墓地を貸与する事業
- (3) 永代供養合葬墓の設置、運営に関する事業
- (4) 墓地等の維持、管理、修繕及び改良に関する事業
- (5) 墓地の設置に伴う環境衛生保全事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 財産及び会計

### (基本財産)

- 第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

### (事業年度)

- 第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

- 第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書等」という。）については理事長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会において承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、事業計画書等の変更について準用する。この場合において、同項中「毎事業年度の開始の日の前日までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第 1 項の承認を受けた事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに滋賀県知事に提出しなければならない。

### (事業報告及び決算)

- 第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項各号及び前項各号の承認を受けた書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に滋賀県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株式に係る議決権の行使)

第10条 この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

## 第4章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第11条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロ又はニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員会会長は、評議員会において選定する。
- 6 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 7 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書その他法令で定める書類を添え、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出るものとする。

(任 期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、辞任又は任期の満了後においても、第11条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第14条 評議員には、毎年度総額100万円を限度として報酬等を支払うことができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

## 第 2 節 評議員会

(構 成)

- 第15条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第16条 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程の改廃
  - (3) 定款の変更
  - (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
  - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前2項に掲げるもののほか、法令で定める事項

(招集の通知)

第19条 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、前条第2項各号に掲げる事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会会長とする。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事長が評議員会の目的である事項につき提案をした場合において、評議員の全員がその提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上がこれに記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員等及び理事会

### 第 1 節 役員等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の1名を常任理事とする。

3 理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者

を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

- 5 理事長、理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記をし、登記事項証明書その他法令で定める書類を添え、遅滞なくその旨を滋賀県知事に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 常任理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
  - 4 理事長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
  - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### (役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、第25条で定めた役員定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその役員としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

- 第30条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任

することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第31条 役員には報酬等を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

(役員責任の免除)

- 第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

## 第 2 節 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常任理事の選定及び解職
  - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。
- 2 前項本文の場合において、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常任理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第36条 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常任理事がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

## 第 6 章 事務局

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。
- 3 事務局の組織及び内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第43条 この法人は、第45条の規定を除き、評議員会の決議によって、この定款を変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条の規定の変更についても適用する。
  - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に規定する事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く。）については、あらかじめ滋賀県知事の認定を受けなければならない。
  - 4 前項以外の定款の変更については、遅滞なく、その旨を滋賀県知事に届出をしなければならない。

### (解 散)

- 第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 8 章 公告

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は片山幸男とする。

### 附 則

- 1 この定款は、2017年3月9日に第11条及び第25条の一部を変更し、2017年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この定款は、2022年4月27日に第4条に事業追加及び一部文字の追加改正を行い、同日から施行する。